

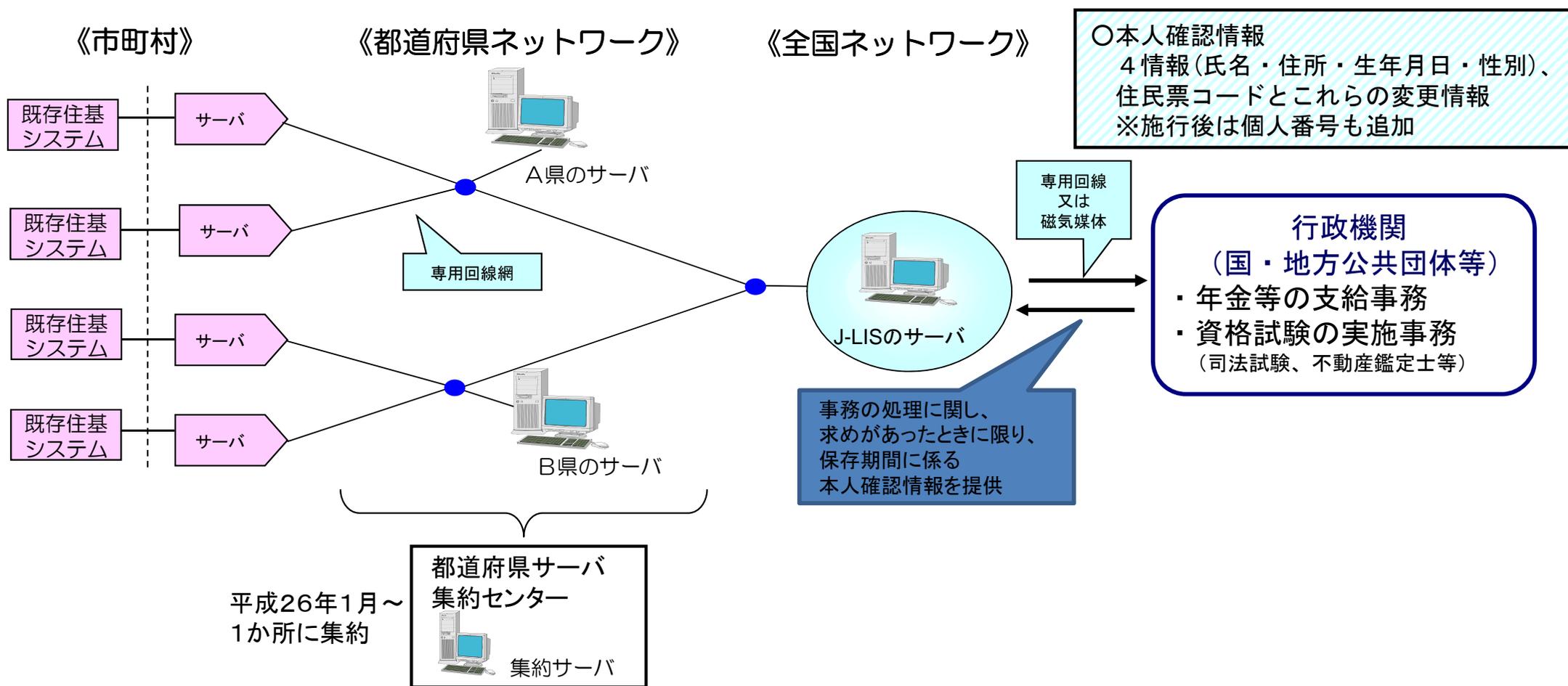
住基ネット等をめぐる最近の状況について

住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳法に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民票コードを検索キーとして住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。

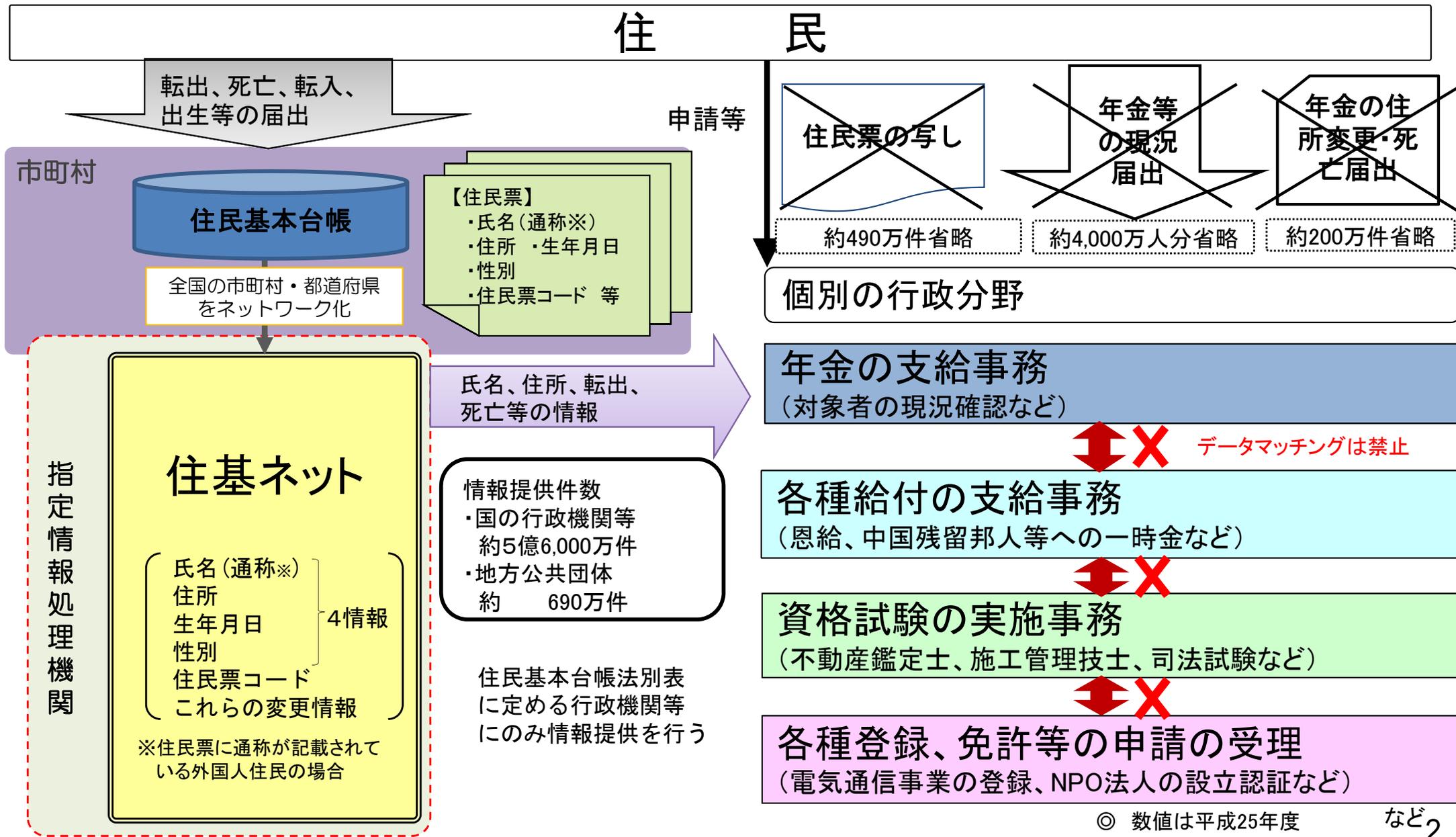
- 市町村は都道府県、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に本人確認情報を送信
- 本人確認情報の提供先及び利用可能事務は法律又は条例で限定

⇒ 住基ネットは市町村と都道府県が連携して構築しているシステム



住民基本台帳ネットワークシステムの概要

- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働 (住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供)
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働 (住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化)
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結 (札幌訴訟勝訴最高裁確定)

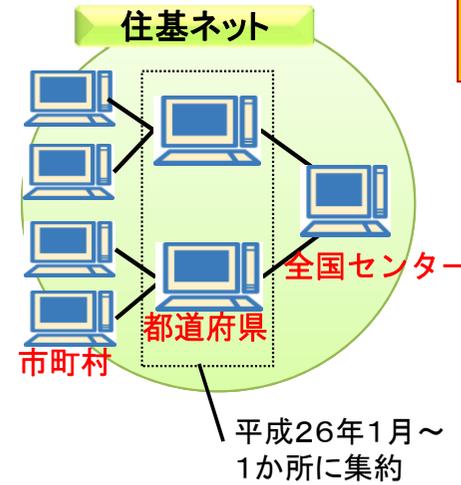


住民基本台帳ネットワークシステムの役割

1 国の行政機関等への本人確認情報の提供

本人確認情報：氏名・生年月日・性別・住所、住民票コード

- ① 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供 → **年間約5億6,000万件** (年金支給事務、司法試験の実施など)
- ② 地方公共団体に対して本人確認情報を提供 → **年間約690万件** (パスポートの発給、税務事務など)



情報提供

- ①
- ②
- ③ 住民票の写し
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届
- ⑤ 年金受給権者の現況届



行政機関

不要



- ③ 行政手続における住民票の写しの省略 → **全国で年間約490万件** (パスポートの受給申請、免許等の申請など)
- ④ 年金受給権者の住所変更届、死亡届の提出を省略 → **全国で年間約200万件**
- ⑤ 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略 → **全国で年間約4,000万人分**

2 住基法上の事務における市町村間の情報のオンライン化

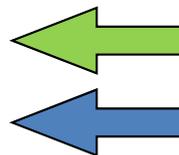
住基ネットの活用により、市町村間の情報伝達が迅速となり、秘匿性・安全性も向上

(例) 転入通知

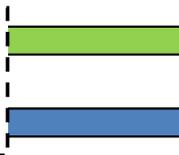
：従来、郵送にて行われていた転入地市町村から転出地市町村への「転入通知」**年間約430万件** (約570万人分) をオンライン化



転出地市町村



転入通知



郵送

専用回線

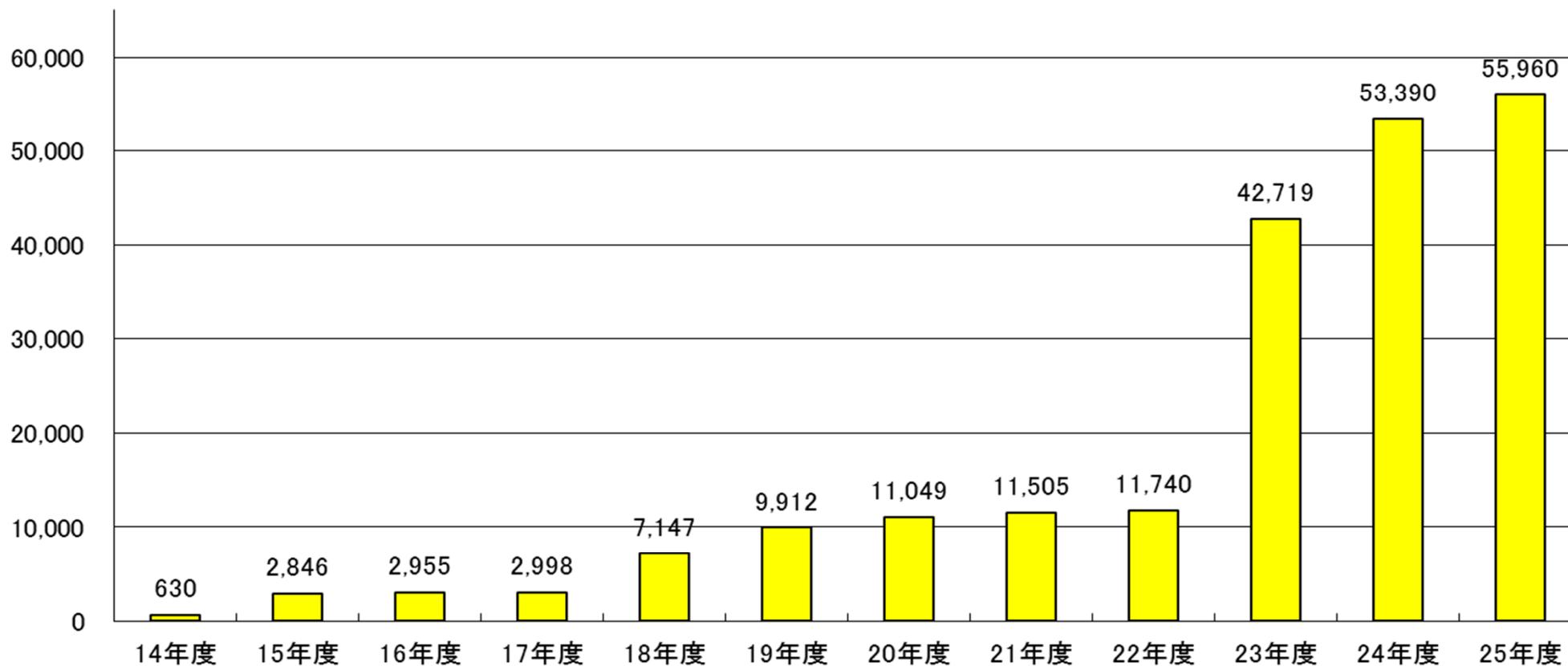


転入地市町村

国の行政機関等への本人確認情報の提供の状況

平成25年度の情報提供件数は、約5億6,000万件

(単位: 万件)



- 住基ネット稼働当初（平成14年8月）から一貫して増加
- 平成18年10月から年金受給権者の現況届の省略、平成23年7月から年金受給権者の住所変更届、死亡届の省略に利用されたことにより件数が大幅に増加

住基ネットにおける個人情報保護・セキュリティ確保のための措置

■ 保有情報の制限・利用の制限

- 都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、4情報（氏名・住所・生年月日・性別）、住民票コード及びこれらの変更情報に限定
- 情報提供を行う行政機関の範囲や利用目的を限定
- 住民票コードの民間利用を禁止、住民票コードはいつでも変更請求が可能

■ 外部からの侵入防止(※)

- 専用回線の利用、指定情報処理機関が管理するファイアウォールにより厳重な通信制御、IDS（侵入検知システム）による侵入検知
- 通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信を行う際にはデータを暗号化
- 通信プロトコルは、SMTP、HTTP、FTP、Telnet等の汎用性のあるものは使用せず、独自のアプリケーションによる通信

■ その他の措置

- 全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導・外部監査法人によるシステム運営監査
- 本人確認情報提供状況の開示を実施
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により国の機関等の担当職員が正当な目的がなく個人情報を提供した場合（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）、不正な利益を図る目的で個人情報の提供又は盗用を行ったり、職務の用以外の用に供する目的で職権を濫用して個人の情報を収集した場合（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）に刑罰が加重。

■ 住基カードの個人情報保護措置

- 住基カードは住民の申請により交付
- 住基ネットサービス、個人認証サービス、市町村独自サービス等のアプリケーションはファイアウォールによりカード内で独立
- 住民票コードは住基ネットサービスエリア以外では使用禁止

■ 内部の不正利用（不正閲覧）の防止

- システム操作者に守秘義務を課し、刑罰を加重（2年以下の懲役または100万円以下の罰金）
- 操作者認証に生体認証を用いることにより、操作者以外の者の操作を防止
- 市区町村での操作履歴の確認及び指定情報処理機関での業務アクセスログの常時監視
- 照会条件の限定

※ 下線部が不正アクセス防止のための対策

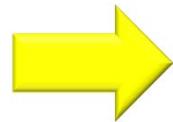
福島県矢祭町の住基ネット接続について

これまでの経緯

平成14年8月5日～	矢祭町住基ネット未接続 ※ 町民のプライバシー保護という理由で接続せず
平成15年6月4日	福島県知事から矢祭町長に対して是正の勧告(1次)
平成21年3月17日	福島県知事から矢祭町長に対して是正の勧告(2次)
平成21年8月12日	総務大臣の指示により福島県知事から矢祭町長に対して是正の要求 ※ 矢祭町は数次にわたる是正の要求等に応じず、住基ネット未接続を継続

矢祭町住基ネット接続

- マイナンバー制度実施のためには、住基ネットへの接続が不可欠であることから、住基ネットへの接続を決定



【住基ネット接続日】
平成27年3月30日(月)

※ ただし、住基カードに関する業務は行わない。

【住基ネット接続スケジュール】

平成27年3月9日～13日	矢祭町議会(3月議会)
平成27年3月18日	矢祭町から福島県へ、住基ネット運用開始を正式通知
平成27年3月30日	矢祭町住基ネット接続

矢祭町の接続により全市区町村(1741団体)が住基ネットに接続

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の誤更新の防止について

平成27年3月2日総行住第21号
総務省自治行政局住民制度課長から
各都道府県住基ネット担当部長あて通知

標記の件につきまして、昨今、市区町村において住民記録システム及び同システムに連携している事務システム（以下「システム」という。）の機器改修又は更改の際にテストデータを利用した運用テストを行い、当該テストデータを本人確認情報の異動情報として誤更新した事案が散見されているところです。社会保障・税番号制度導入に当たって、今後各市区町村においてシステムの機器改修又は更改が継続的に行われ、その都度テストデータを利用した運用テストが行われることが想定されることから本人確認情報の誤更新を行わないよう早急に対策を講ずる必要があります。つきましては、各都道府県におかれましては、域内市区町村に対して、テストデータを本人確認情報として誤更新することがないように、下記の事項に留意の上、システムの機器改修又は更改を行うよう周知徹底をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 住民記録システムと市町村CSとの連携制御

テストデータが本人確認情報の異動データとして、市町村CSに送付され、本人確認情報が更新されることを防ぐため、テストデータを利用した運用テストを行う場合は、必ず運用テスト開始前に住民記録システムと市町村CSとの連携制御を行い、全運用テストが終了したことを確認してから連携制御を解除すること。

また、運用テストが終了し連携制御を解除する前に、システム内に保存されているテストデータが確実に消去されていることを確認すること。

2 運用テストに係る作業工程の確認及び進捗状況の情報共有の徹底

住民記録システムと市町村CSとの連携制御を適切に実施するために、システムの機器改修又は更改作業を行うシステムベンダー等と協議し、運用テストの実施工程の確認を徹底すること。

また、システムの機器改修又は更改の作業の進捗状況を随時確認し、当初想定したスケジュールとの間に乖離が生じた場合には関係課及びシステムベンダーと情報共有を図ること。

3 庁内のシステム構成の把握

システムの機器改修又は更改作業中にテストデータが住民記録システム及び市町村CSへ影響を与えないように必要な措置を講じるために、関係課及びシステムベンダー等が庁内のシステム構成を改修又は更改作業前に把握すること。